

【F】 父母の会会則

高 崎 商 科 大 学 附 属 高 等 学 校 父 母 の 会 会 則

第1条 本会は「高崎商科大学附属高等学校父母の会」と称する。

第2条 本会は高崎商科大学附属高等学校の教育の充実と発展に貢献することを目的とする。

第3条 本会は次の会員で組織する。

1. 普通会员、生徒の父母又はこれに準ずるもの。
2. 特別会員、学園に特に関係あるもの及び所属職員。

第4条 本会は第2条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 父母と職員の懇談会、研究協議会。
2. 講演会、講習会、レクリエーション等の行事。
3. 生徒の奨学及び福利厚生に関する事項。
4. 教職員の研修助成及び高等学校生徒会活動助成並びに教育活動助成に関する事項(規定は別に定める)。
5. 普通会员、特別会員及び、生徒に対する慶弔に関する事項(規定は別に定める)。
6. その他目的達成に必要な事項。

第5条 本会の本部は高崎商科大学附属高等学校におく。

第6条 本会の本部に次の役員をおく。その人員、選択選任方法、任期は次の通りとする。

1. 本部役員

(1) 顧 問	若干名	校長並びに本会に功労ありたるもの (総会の推薦による)。
(2) 会 長	1 名	普通会员から選挙または推薦によって決める。
(3) 副 会 長	若干名	同上
(4) 書 記	3 名	会員中より会長が委嘱する。 (書記中 1 名は学校長の推薦を経て高等学校職員をあてる)
(5) 会 計	3 名	同上 (会計中 1 名は学校長の推薦を経て高等学校職員をあてる)
(6) 理 事	若干名	同上
(7) 監 事	若干名	同上

顧問を除く各役員の任期は一年とする。但し重任を妨げない。

2. 学年役員

学年役員は学校関係職員と緊密な連携をはかり、関係子女教育の貢献を通じて本会の目的に協力するため次の役員組織をおく。

- (1) 学 年 委 員 長 1 名 (各学年の本部の副会長が兼ねる)
- (2) 学 年 副 委 員 長 若干名
- (3) 学 級 委 員 各クラスは委員長・副委員長、委員若干名をおき、クラス委員長は本部役員・学年委員長・学年副委員長を兼ねることが出来る。

第7条 本会の役員の任務は次の通りである。

1. 顧問は会長の諮問に応じる。
2. 会長は本会を総括する。
3. 副会長は会長を補佐し会長事故あるときはその職務を代行する。
4. 書記は本会の庶務記録を司る。
5. 会計は本会の会計に関する事務を司る。
6. 理事は本会の会務を司る。
7. 監事は本会の会計を監査する。

第8条 本会の会合の時期は次の通りとする。

1. 総会は会長が招集し毎年 1 回年度の初期に開く、但し必要に応じて臨時に開くことが出来る。
2. 総会で行う事項は次の通りである。
 - (1) 会務・会計に関する報告及び協議。
 - (2) 会長、副会長の選挙。
 - (3) その他必要ある事項。
3. 学年会、学級会は原則として毎年 1 回開くものとする。

第9条 本会の経費は会費等をもってこれにあてる。会費等は次の通りとする。

1. 入会金 5,000 円（入会の際納入）。
2. 普通会員 会費（月額）1,000 円。
3. 特別会員 別に規定せず。

第10条 本会の会計年度は 1 ヶ年として毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

第11条 本会の会則は総会の決議による、変更する場合も同様である。

第12条 本会則施行に関する細則は会長が別に定める。

附 則 本会則は昭和 48 年 12 月 24 日から施行する。
昭和 53 年 4 月 1 日一部改訂
昭和 58 年 3 月 1 日一部改訂
昭和 59 年 4 月 21 日一部改訂
昭和 63 年 4 月 1 日一部改訂
平成元年 5 月 20 日一部改訂
平成 7 年 4 月 1 日一部改訂
平成 13 年 4 月 1 日一部改訂
平成 17 年 5 月 21 日一部改訂
平成 18 年 5 月 20 日一部改訂
平成 19 年 5 月 19 日一部改訂